

草津市と株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業部の連携・協力に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と株式会社ベネッセコーポレーション小中学校事業部（以下「乙」という。）は、次のとおり相互の連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が教育分野で緊密な協力関係を築くことにより、よりよい教育のあり方について考えを深め、子どもたちの確かな学力と生きる力を育む教育の実践に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （1）教育政策に係る情報提供に関すること
- （2）児童生徒の学力向上に資すること
- （3）教育に係る調査研究に関すること
- （4）その他草津市教育の充実に資すること

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲および乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、または漏洩してはならない。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、甲と乙との連携・協力に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名・押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 3 月 23 日

（甲）滋賀県草津市草津三丁目13番30号


（乙）東京都多摩市落合一丁目34

草津市

株式会社ベネッセコーポレーション

草津市長

小中学校事業部 部長

橋川 渉 

成島 由美 